

総合教育会議の概要について

<p>総合教育会議新設の趣旨</p>	<p>○首長と教育委員会による相互の連携、十分な意思疎通          ・地域の教育の課題やあるべき姿を共有          ・より一層民意を反映した教育行政の推進</p>
<p>位置付け</p>	<p>○首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場（地方自治法上の附属機関には当たらない）          ※総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行</p>
<p>構成員</p>	<p>○総合教育会議の構成員→首長及び教育委員会（教育委員会からは、教育長及び全ての委員が出席することが基本）          ○緊急の場合には、首長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能          （首長と教育長のみで総合教育会議を開催した場合の教育長における調整や決定を行うことが可能な範囲）          ①事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合          ②教育長に対応を一任している場合          ※①、②によらない場合は、教育長における調整や決定を行うことはできない（後日、教育委員会での了承が必要）</p>
<p>会議の招集</p>	<p>○首長が招集          ○教育委員会からも総合教育会議の招集を求めることが可能（政策の実現に予算等の権限を有する首長との調整が特に必要となる場合）          ①教職員定数の確保          ②教材費や学校図書費の充実          ③ICT環境の整備          ④就学援助の充実          ⑤学校への専門人材や支援員の配置等          ○教育委員会から総合教育会議の招集を求める場合は、その旨の意志決定が必要</p>
<p>協議・調整</p>	<p>○調整 ～ 教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの首長の権限に属する事務との調和を図ること          ○協議 ～ 調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものの意          ※教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではない。          ○政治的中立性の要請が高い事項（教科書採択、個別の教職員人事等）は、協議題とすべきではない。          ※教科書採択の方針、教職員の人事の基準～調整の対象にはならないものの、協議することは可能          ○協議・調整の判断基準→当該予算措置が政策判断を要する事項か否かによる。</p>
<p>協議・調整事項の具体的例</p>	<p>○大綱の策定          ○法第1条の4第1項第1号該当事項の例示          ①学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項          ②幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、首長と教育委員会の事務との連携が必要な事項          ○法第1条の4第1項第2号該当事項の例示          ①いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合          ②通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合          ○法第1条の4第1項第2号における「等の緊急の場合」に該当する事項の例示          ①災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており、防災担当部局と連携する場合          ②災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合          ③犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合          ④いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合</p>

総合教育会議の概要について

協議・調整した結果の尊重義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○『調整が行われた場合』＝『首長及び教育委員会が合意した場合』  <span style="color: red;">双方が合意をした事項については、互いにその結果を尊重しなければならない。</span></li> <li>○調整のついていない事項の執行→教育委員会及び首長それぞれが判断（法第21条及び法第22条の執行権限による）</li> <li>○尊重義務～裁量の余地あり（必ずしもその結果どおりに事務が執行されなくとも違法ではない）</li> </ul>
会議の公開と議事録の作成及び公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会議は原則として公開（住民への説明責任等の観点）</li> <li>○会議を非公開とする場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>①いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合</li> <li>②意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合（次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等）</li> </ul> </li> <li>○会議の議事録作成（ホームページ等を活用して公表）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会議の事務局→首長部局が担当（総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能）</li> <li>○総合教育会議における意見聴取者（法第1条の4第5項）               <ul style="list-style-type: none"> <li>①大学教員</li> <li>②コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の委員</li> <li>③PTA関係者</li> <li>④地元の企業関係者</li> </ul> </li> <li>○会議の具体的運営→総合教育会議の運営に関し必要な事項は、首長と教育委員会の協議の結果、双方の合意をもって決定（法第1条の4第9項）               <ul style="list-style-type: none"> <li>①首長による招集手続</li> <li>②協議題の提示及び決定方法</li> <li>③総合教育会議の事務局を担当する部署</li> <li>④議事録の作成及び公表に係る実施方法</li> <li>⑤非公開とする議題についての指針</li> </ul> </li> <li>○総合教育会議における協議の結果や大綱の議会説明                住民への説明責任や議会によるチェック機能が果たされることは重要</li> </ul>